

# 身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 風雷社中 支援事業 風:fuu

(事業所における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。支援事業 風:fuu では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

## (1)身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を 禁止とします。

## (2)身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす場合とします。その場合であっても、他の手段がないか、判断は慎重に行います。

- ① 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされているかその危険性が著しく高いこと
- ② 非代替性:身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性:身体拘束等が一時的であること

## (3)日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働でこ  
こ  
に応じた丁寧な対応をする
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨  
げ  
るような行動は行わない。
- ⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討  
する。
- ⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用  
者  
に主体的な生活をしていただけるよう努める。

## 第2 身体拘束廃止に向けた体制

### (1)身体拘束適性化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて、身体拘束等適性化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

#### ①設置目的

- ・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体の指導

## ②委員会の構成

委員会は、管理者・サービス提供責任・従業者を構成員とします。必要に応じて障害当事者、その他職種職員や、他事業所の管理者等が参加できるようにします。

## ③会議の実施

・身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

- ・会議の実施にあたっては、オンラインで行う場合があります。
- ・会議の実施にあたっては、オンラインで行う場合があります。
- ・身体拘束適正化委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- ・身体拘束適正化委員会の議題は、担当者が定めます。

## (2)やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順を踏まえて行います。

### ①利用前

- ・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適性か委員会にて協議をする
- ・身体拘束等の内容、時間等については、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対して管理者又はサービス提供責任者が説明を行い、「身体拘束に関する説明書・同意書」にて同意を得る

### ②利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適性化委員会において、実施件数の確認と身体拘束等やむを得ず実施している場合・解除については協議検討し、議事録に残す

### ③緊急時

- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議して緊急止むを得ない理由を記録する
- ・身体拘束を行っている間は経過観察を行い、「身体拘束時の態様報告・経過観察・再建」に必要事項を記録する
- ・家族への説明は翌日までに管理者又はサービス提供責任者が行い、同意を得る
- ・身体拘束適性化委員会にて、事案について検討をする

### ④記録の保管

記録はサービス完結後5年保管し、必要に応じて提示できるようにする

## (身体拘束の禁止のための職員研修に関する基本方針)

### 第3 研修の実施等

支援の関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図るため、職位研修を行います。

- ①年間計画に基づく定期的な研修の実施 年1回以上
- ②その他必要な教育・研修の実施
- ③上記教育・研修の実施内容については、記録を残します。

第4 本指針は法人HPで公開し、利用者等が閲覧することができるようにします。

附則 この指針は2024年1月26日より施行する。

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書

{{理由なし}} 様

支援事業 風:fuuでは皆様の安心で安全な生活のため、下記に示した1から3までの全ての事由を満たした場合は緊急やむを得ず身体拘束をさせて頂くことがあります。

4を満たしている場合は、必要最低限度の身体拘束を行います。

ただし、身体拘束を必要としない支援の方法の検討を随時行うことをお約束いたします。

1. 切迫性:利用者もしくは他者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2. 非代替性:身体拘束を行う以外の方法がない
3. 一時性:身体拘束を行う期間が一時的である
4. 個別の事情がある場合
  - なし
  - あり

個別の事情による拘束が必要な理由	{{理由1}}
身体拘束の方法 (行為・部位・内容)	{{理由2}}
拘束の時間帯及び時間	{{理由3}}
特記すべき心身の状況	{{理由4}}
拘束開始及び解除の予定	{{理由5}}

上記の通り実施致します。

●●年 ●月 ●日

説明者:特定非営利活動法人 風雷社中 支援事業 風:fuu  
管理者・サービス提供責任者 庭野拓人

上記の件について説明を受け、同意しました。

本人氏名:

保護者又は代筆者:

本人との関係:

## 身体拘束時の態様報告・経過観察・再検討記録

●年●月●日 作成者：

利用者氏名・支援日時等得・対応職員	利用者名： 担当者名： ●●年●●月●●日 支援予定時間●時～●時 行先：●●～●●
身体拘束の時間・場所	時間：●時頃 場所：
同 態様	どのようにして：
同 時間	●時●分～●時●分（約●分）
特筆すべき心身の状況：	
その他記載事項：	家族等への報告日：●年●月●日 報告者： その他：

## 経過観察・再検討記録

月日時	日々の心身状況の観察・再検討結果	参加者	記録者